

東京医療保健大学医療保健学部教務委員会規程

(設置)

第1条 東京医療保健大学医療保健学部における教務に関する事項を審議立案するため、医療保健学部教務委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学科長
- (2) 医療保健学部各学科で任命する専任教員
- (3) 五反田事務部長
- (4) 世田谷事務部長

2 委員会には委員長をおく。委員長は医療保健学部・研究科運営会議にて任命する。

3 前条第2号の委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項について審議立案する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 履修規程に関する事項
- (3) 単位の認定・付与に関する事項
- (4) その他教務に関する事項

(専門委員会の設置)

第4条 委員会に、必要に応じて専門委員会を設置することが出来る。

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、世田谷事務部で行う。

附則 この規程は、平成17年8月1日より施行する。

附則 この規程は、平成22年12月8日より施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和5年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和7年4月1日より施行する。